

## 第1章 福岡県社会教育行政の8つの課題

## 第1章 福岡県社会教育行政の8つの課題

福岡県の社会教育行政は、教育基本法や社会教育関係法令、中央教育審議会答申をはじめ各種答申等、福岡県社会教育委員の会議の建議や提言などを踏まえ、生涯学習・社会教育を積極的に推進してきました。

それにより、県民の学習・社会参加活動が活発になるとともに、関係機関・団体等との連携やネットワーク、社会教育と学校教育との連携・融合等が推進されるなど多くの成果をあげてきました。中でも、家庭教育に関する継続調査や子育てグループの育成、通学合宿をはじめ多様な体験活動の推進、ITを活用した情報提供システムの構築等については、特色ある取組として評価されています。

しかし、地方分権の推進、民間の諸活動の活発化、高度情報化や少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化など社会教育行政をめぐる状況が変化し、新たな課題が生じています。

そのような中、平成11年及び13年には社会教育法が一部改正され、平成18年12月には教育基本法が改正されるなど、関係する法律の改正が行われました。(参考資料参照)

さらに、平成18年12月に県教育委員会が実施した「福岡県の市町村における社会教育行政に関する調査」では、県内の多くの市町村が多岐にわたる課題を抱えており、とりわけ、子どもに関することを重点課題としていることがわかりました。(参考資料参照)

このような社会の動きや市町村の現状などを踏まえ、福岡県の社会教育行政は、今後次のような課題への対応が必要です。

- 1 新しい教育基本法を踏まえた課題の整理と啓発
- 2 地方分権・市町村合併等への対応
- 3 家庭・地域の教育力の向上
- 4 学校教育及び保健福祉等関連部局との連携強化
- 5 「公共」の視点を重視した学習と社会参加活動の支援
- 6 社会教育関係職員の資質向上と民間の人材活用
- 7 社会教育委員及び社会教育関係団体の活動の活性化
- 8 NPO・ボランティア団体等民間団体、大学・企業等との協働

## 1 新しい教育基本法を踏まえた課題の整理と啓発

- 教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「社会教育」及び「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等が規定されたことを踏まえ、今後の社会教育行政の役割を確認し、課題を整理するとともに生涯学習社会の実現に向けて県民への啓発を図っていく必要があります。

近年、フリーター・ニートの増加や中高年の再雇用問題、家庭や地域の教育力の低下、子どもをめぐる問題の深刻化など様々な社会的な課題が指摘されています。このような中、今回の改正教育基本法において、社会全体で生涯学習社会の実現を図ることや個人の要望と社会の要請にバランスよくこたえる社会教育を奨励すること、家庭教育を支援するために必要な施策を講じること、学校・家庭及び地域住民等が相互の連携・協力に努めることなどが示されました。

県社会教育行政としては、関係機関・部局等との連携を図りながら、県民が生涯を通じて職業能力を含めた豊かなキャリアを築いていくための環境整備を行ったり、次代を担う心豊かでたくましい人材の育成を目指し、家庭・地域の教育力の向上を図るための方策を講じていくことなどが重要な役割となっています。今回の教育基本法の改正を機に、今後の社会教育行政の役割を確認し、課題を整理するとともに、生涯学習社会の実現に向けて県民への啓発を図っていく必要があります。

## 2 地方分権・市町村合併等への対応

- 地方分権や市町村合併が進む中、ますます大きな役割を担う市町村教育委員会への支援を強化するため、県内市町村の現状や課題、ニーズ等の把握、市町村の政策判断に資する情報提供、社会教育関係職員の研修の充実、さらには国・県の事業や民間財団の基金活用等に関する情報提供などをきめ細かに行っていく必要があります。

福岡県では、平成19年2月には、市町村合併により従前の97市町村が66市町村になりました。合併後の市町村には、行政の組織や事業の見直し、新たなまちづくりに対する住民の意識の高揚、新自治体の職員の意思統一などたくさんの課題があります。合併後の広範囲なまちづくりを進めていく上では、従来の施策の見直しと新たな発想や方向性の確立が必要です。また、地方分権の観点から今後強く求められるのは住民参画のまちづくりであり、地域コミュニティの形成であるといえます。そういう意味からも、社会教育関係職員には社会の動向と変化に柔軟に対応していく能力が求められます。また、公民館や図書館、学校施設等身近な施設を拠点として、住民の学習活動や社会参加活動を一層促進していく必要があります。

県社会教育行政としては、地方分権や市町村合併が進む中、ますます大きな役割を担う市町村教育委員会の支援を強化する必要があります。まずは県内市町村の現状や課題、ニーズ等を的確に把握することが大切です。その上に立って、今後の生涯学習・社会教育の推進に当たって必要な情報、例えば国の動向や県の施策、先進事例、各種データ等の情報提供を適切に行ったり、社会教育関係職員の企画・調整力や問題解決能力を高める研修機会を提供したりする必要があります。また、自治体の財政事情が厳しい状況にあることから、国・県の事業や「子どもゆめ基金」など民間財団の基金活用などに関して、きめ細かに情報提供・相談を行っていく必要があります。

### 3 家庭・地域の教育力の向上

- 基本的生活習慣の乱れやいじめ問題等子どもをめぐる問題が深刻化する中、多様できめ細かな家庭教育支援や地域ぐるみで子どもを育てる環境の整備など、家庭・地域の教育力の向上を図る方策を積極的に講じる必要があります。

少子高齢化や核家族化、高度情報化、人間関係の希薄化など社会状況が変化する中、児童虐待の増加や少年犯罪の低年齢化、いじめ問題など子どもをめぐる問題は大変憂慮すべき状況にあり、家庭・地域の教育力の向上が重要な課題となっています。また、子どもの教育にあたって学校、家庭、地域社会の一体的な取組が十分でないことも各方面から指摘されています。そのような中、平成13年7月には、家庭教育の充実や子どもの体験活動の奨励のため、社会教育法や学校教育法が一部改正されました。さらに、平成18年12月に改正された教育基本法においては、新たに「家庭教育」が規定され、行政は家庭教育の支援に関する施策を講じることとされています。

県社会教育行政としては、家庭教育の重要性について県民への啓発を図るとともに、家庭教育に関する実態やニーズの把握、プログラムの開発、指導者・支援者の養成を行う必要があります。IT等を活用した情報提供・相談など多様できめ細かな家庭教育支援施策を積極的に講じることも重要です。また、地域の教育力の向上を図るために、民間指導者やボランティアの養成、学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターの養成など人材育成に積極的に取り組むとともに、地域の大人のネットワークを構築する必要があります。なお、具体的な取組を進めるにあたっては、親同士、子ども同士、大人と子どもが共に育ち合う交流・活動拠点の整備、実践的な教育プログラムの開発・普及、さらには学校・家庭・地域が連携しながら総合的に子どもの育ちを支援するシステムを構築することが必要です。

#### 4 学校教育及び保健福祉等関連部局との連携強化

- 学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれの担うべき役割と責任を明確にするとともに、学校・家庭・地域社会の連携協力を促進するための方策を講じる必要があります。また、乳幼児期の子どもを持つ親等への家庭教育支援を充実するため、保健福祉等関連部局との連携強化を図る必要があります。

平成10年の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、子どもの成長のための教育委員会の新たな役割として、「学校をはじめとする地域の様々な教育機能の協調・融合を支援し、促していくこと」が提言されました。福岡県では、学校の授業等での地域人材の活用を促進するとともに、学校・PTA等と連携した家庭教育支援を推進しています。また、知事部局青少年課と連携しながら、福岡県独自の県民運動である「青少年アンビシャス運動」を推進しています。さらに、子育てグループ活動の支援や市町村の保健福祉部局関係職員への研修機会の提供、ITを活用した子育て情報の提供等、乳幼児の親等の支援を視野においていた様々な取組を行っています。しかし、学校教育と社会教育との連携、社会教育と福祉部局との連携に関しては、市町村によって意識や取組に差が見られます。そういう状況から、まずは社会教育関係者が、学校教育との連携協力及び家庭教育への支援が社会教育行政の責任の一つであることを認識する必要があります。

県社会教育行政としては、改正教育基本法に新たに「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」が規定された趣旨を踏まえ、学校教育、社会教育、家庭教育が担うべき役割と責任を明確にするとともに、学校教育との連携協力を更に促進する必要があります。例えば、関係者による連携協力のための協議会の開催や学校と地域を結ぶコーディネーター等の人材の養成・活用、社会教育及び学校教育関係者の意識啓発のための研修機会の充実、学校と連携したボランティア活動・職業体験活動の実施など具体的な取組が重要です。また、家庭における幼児期の教育の重要性にかんがみ、保健福祉部局と連携協力しながら、乳幼児を持つ

親等への家庭教育支援を充実していく必要があります。例えば、保健所等と連携した子育てに関する情報提供、幼稚園・保育所、子育て支援センター等と連携した子育て講座の開催、公民館等における子育てグループ活動の支援などの取組が考えられます。

## 5 「公共」の視点を重視した学習と社会参加活動の支援

- 「公共」の課題に取り組む社会教育の振興が求められる中、地域住民の学習・社会参加活動の拠点施設である公民館、図書館等社会教育施設の機能の充実を図るために、ＩＴを活用した情報提供、関係職員等の研修の充実、学習プログラムの開発等多様な支援を行っていく必要があります。

市町村の公民館等社会教育施設では住民の学習ニーズに応じた様々な事業が行われています。しかし、学習内容が趣味・教養など個人的な要求が中心となりがちなこと、学んだ成果が就業やボランティア活動、地域づくり等に生かされていないことなどの問題点が指摘されています。今後は、「公共」の視点を重視した学習活動とその成果を地域における「公共」の形成に生かすための拠点づくりが必要です。例えば、住民が地域の構成者としての意識を持ち、主体的に自治会活動に参加することなどが求められています。具体的には、公民館等社会教育施設においては、少子高齢化、防犯・防災、環境教育、法教育、職業能力等社会の要請が高い講座を量的・質的に拡充する必要があります。さらに、これらの施設は学校や保健福祉部局等関係機関・部局、N P O等民間団体と連携しながら、地域でのボランティア活動の情報や機会の提供、受け入れ先の開拓、参加希望者と活動機会のマッチング等を行うなど地域住民の社会参加活動の拠点施設としての役割を担っていくことが期待されます。

県社会教育行政としては、こういった市町村の公民館、図書館等社会教育施設の機能の充実を図るため、ＩＴを活用した情報提供や公民館・

図書館等関係職員等の研修の充実、拠点づくりに関するモデル事業の実施、学習プログラムの開発などの支援を行っていく必要があります。

## 6 社会教育関係職員の資質向上と民間の人材活用

- 高度化・多様化する学習ニーズ、家庭・地域の教育力の向上、民間活力の導入等多様な課題への対応が求められる中、社会教育関係職員の資質向上を図る研修を充実するとともに、意欲ある団塊世代や高齢者などが地域での生涯学習推進を担う中核的な人材として活躍できるシステムを構築する必要があります。

財政事情が大変厳しく、人員体制や予算確保が困難な状況にある中、社会教育関係職員には住民の高度化・多様化する学習ニーズへの対応をはじめ、地域社会や家庭の変化への対応、活発化するNPO・ボランティア等民間団体への対応、さらには「指定管理者制度」への対応など、これまで以上に多様な課題への対応が求められています。そのため社会教育関係職員には専門的な知識や企画立案力、折衝力などが必要とされるとともに、何よりも社会教育にかける情熱が求められています。また、関係機関・団体間のきめ細かなコーディネートや家庭・地域社会の支援などについては、行政だけの取組ではなく、民間の人材を積極的に活用していく必要があります。

県社会教育行政としては、社会教育主事の養成や社会教育主事有資格者の活用に力を注ぐとともに、関係職員の資質向上を図るための研修を上記の新しい課題に応じて充実する必要があります。また、住民参画の促進や民間の人材活用という観点から、意欲ある団塊世代・高齢者地域住民が「教育サポーター（※1）」や「学習コーディネーター（※2）」等として活躍できるようなシステムづくりを行う必要があります。なお、民間の人材活用にあたっては、補助的役割だけではなく、専門的知識・技術を生かして活躍できるよう、学習機会や場の提供を行う必要があります。

※1 「教育サポーター」

学校や公民館などの講師等として活躍する人

※2 「学習コーディネーター」

地域の人材を学校や社会教育施設等活躍の場へ橋渡しをする人

## 7 社会教育委員及び社会教育関係団体の活動の活性化

- 地域課題の解決に向けた社会教育委員及び社会教育関係団体の活動の活性化のために、広域的な情報提供や指導者の育成、団体間のネットワークづくり、協働事業の実施などの支援を行っていく必要があります。

市町村合併や行財政改革等が進む中、平成18年度の全国の社会教育委員の総数は平成17年度から6,695人減少して、22,597人となり、必ずしも活動が活発とはいえません。社会教育関係団体においても会員減や活動のマンネリ化に悩む団体が増加している状況があります。

しかし、地域の連帯感の欠如や人間関係の希薄化が懸念される中、社会教育委員をはじめ各種団体が地域の問題解決に役立つ学習活動を率先して行い、その力を結集して地域の再生に向けた社会教育活動を行うことが求められています。例えば、子どもの基本的生活習慣の乱れが問題となる中、各団体がそれぞれの得意分野を生かして子どもの生活リズム改善や食育支援に取り組むことなどが大きく期待されています。

県社会教育行政としては、市町村社会教育委員の会議の活性化を支援するために広域的な情報提供や指導者の育成などを行う必要があります。さらに各種社会教育関係団体の活動を活性化を図るために、先進事例等の紹介、N P O等も含めた団体間のネットワークづくりの支援、学習機会の提供、協働事業の開催などを行う必要があります。

## 8 NPO・ボランティア団体等民間団体、大学・企業等との協働

- 社会教育の新たな担い手であるNPO・ボランティア団体等民間団体や大学・企業等との協働を推進するとともに、市町村や関係団体等に対しての啓発や情報提供などを積極的に行っていく必要があります。

近年、NPO・ボランティア団体等民間団体や企業等の社会貢献活動が活発化し、社会教育の新たな担い手となっています。福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画（第三次実施計画）」の中では、少子高齢化や青少年問題などの21世紀における課題の解決には行政だけの取組では限界があり、NPOやボランティア団体等との協働を積極的に進めていく必要があるとしています。そのような方針を踏まえ、県においてはNPO等による提案公募型事業や社会教育関係団体との協働事業、企業等を巻き込んだ子育て支援事業などを実施しているところです。NPO等民間団体は今後ますます数が増加し、様々な活動が展開されると考えられます。また、少子化対策の観点から、企業の子育て支援も盛んになることが予想されます。しかし、そのような状況について社会教育関係者の理解はまだ十分とはいはず、民間団体等との協働事業についても、市町村によって取組状況に差があります。

県社会教育行政としては、NPO・ボランティア団体等民間団体、大学・企業等との協働を推進する必要があります。また、社会教育関係者の理解を促進するために、市町村教育委員会や関係団体等への啓発や先進事例等の情報提供を積極的に行っていく必要があります。

さらに、NPO・ボランティア団体等民間団体は社会教育の新たな担い手であり、その学習支援や人材育成は社会教育行政の重要な役割であるという認識に立ち、福岡県NPO・ボランティアセンター等関係機関・部局等と連携協力しながら、NPO等民間団体への学習機会の提供を充実する必要があります。